

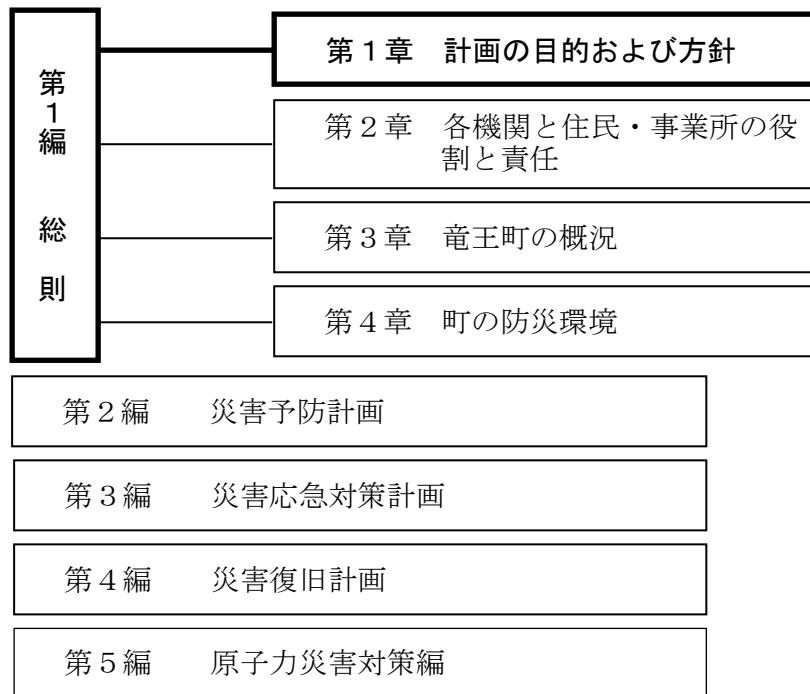
第1編 総 則

第1編	総	則
第2編	災害	予防計画
第3編	災害	応急対策計画
第4編	災害	復旧計画
第5編	原子力災害	対策編
資	料	編

第1章	計画の目的および方針	総- 1
第2章	各機関と住民・事業所の役割と責任	総- 7
第3章	竜王町の概況	総-18
第4章	町の防災環境	総-28

第1章 計画の目的および方針

章の体系



第1節 計画の目的	総- 2
第2節 計画の修正	総- 2
第3節 計画の構成	総- 2
第4節 南海トラフ地震防災対策推進計画	総- 3
第5節 他の計画との関係	総- 3
第6節 計画の基本方針	総- 5

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条および南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（旧：南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法）に基づき、竜王町の地域における防災対策に関し、竜王町防災会議*が定める計画で、町および防災関係機関が相互に連携して必要な体制を確立するとともに、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

* 災害対策基本法第16条に基づき、町の区域に係る地域防災計画の作成および実施の推進のため設置

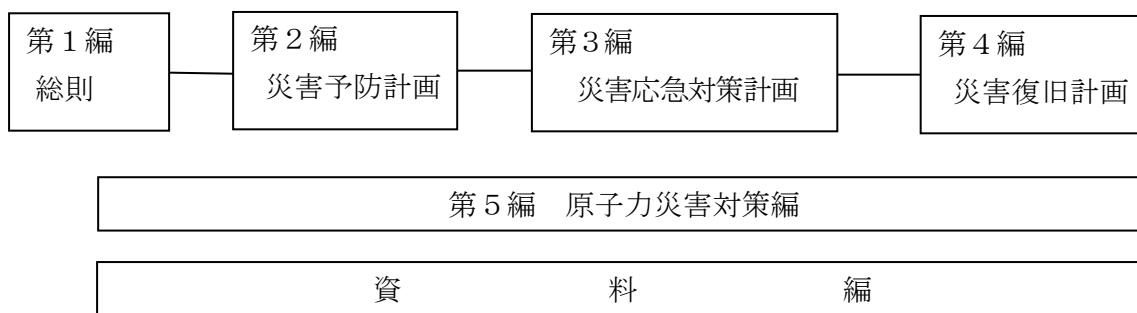
第2節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、近年発生した災害からの教訓や社会情勢等の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため、必要があると認めるときは、これを修正する。

計画修正の際には、様々な立場や視点からの意見を踏まえて検討を加える必要があることから、女性や要配慮者（「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」、以下同じ。）など関係者から意見を聞く機会を設けるように努める。

第3節 計画の構成

竜王町地域防災計画は、「第1編 総則」「第2編 災害予防計画」「第3編 災害応急対策計画」「第4編 災害復旧計画」「第5編 原子力災害対策編」および「資料編」で構成する。



第4節 南海トラフ地震防災対策推進計画

町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月改正施行）に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。中央防災会議が作成する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和3年5月25日変更）を基本とし、本計画中に以下の計画を定め、これらの事項について定めた部分を南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）と位置付ける。

- ①南海トラフ地震に關し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項ならびにその具体的な目標およびその達成の期間
- ②南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ③関係機関・関係者との連携協力の確保に関する事項
- ④「南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）」が発表された場合の防災対応に関する事項
- ⑤その他南海トラフ地震にかかる地震防災対策上重要な対策に関する事項で政令で定められるもの

本計画における、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第4項の規定に基づく、南海トラフ地震防災推進計画の該当箇所を次表に示す。

第5節 他の計画との関係

本計画は、国の防災基本計画、滋賀県地域防災計画に基づき、町の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、町の水防計画等を作成する場合には、本計画と矛盾しないよう、十分な調整を図るものとする。

第1編 総則

第1章 計画の目的および方針

<南海トラフ地震防災対策推進計画該当箇所一覧>

推進計画該当事項	地域防災計画該当箇所
第1 総則 1. 推進計画の目的 2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱 3. 南海トラフ地震防災対策推進地域、被害想定	1-1 計画の目的および方針 1-2 各機関と住民・事業所の役割と責任 3-10-1 南海トラフ地震防災対策推進地域 1-4 町の防災環境
第2 災害対策本部等の設置等 1. 災害対策本部等の設置 2. 災害対策本部等の組織および運営 3. 災害応急対策要員の参集	3-1-2 震災に対する活動体制 3-1-2 震災に対する活動体制 3-1-2 震災に対する活動体制
第3 地震発生時の応急対策等 1. 地震発生時の応急対策 2. 資機材、人員等の配備手配 3. 他機関に対する応援要請 4. 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策	3-2 情報収集伝達・警戒活動体制 3-3 消防・救急救助・医療救護対策 3-5 交通対策、緊急輸送対策 3-6 二次災害防止、ライフライン等応急対策 3-1-4 初動期における活動 3-10-2 災害の拡大防止対策
第4 円滑な避難の確保に関する事項 1. 避難対策等 2. 消防機関等の活動 3. 水道、電気、ガス、通信、放送関係 4. 交通対策 5. 広域防災体制の確立	3-4 避難収容対策 3-3 消防・救急救助・医療救護対策 3-6 二次災害防止、ライフライン等応急対策 3-5 交通対策、緊急輸送対策 3-4-1-5 広域一時滞在
第5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 1. 建築物、構造物等の耐震化 2. 避難場所、避難路の整備 3. 消防用施設、通信施設の整備等 4. 緊急輸送を確保するために必要な道路等の整備	2-1-1 まちの防災機能の強化と建築物の安全化 2-2-4 避難体制の整備 2-1-4 通信放送施設等災害予防対策 2-2-2 火災予防、緊急消火体制の充実 2-2-6 緊急輸送体制の整備
第6 防災訓練計画	2-3-2 防災訓練の充実
第7 地震防災上必要な教育および広報に関する計画	2-3-1 防災知識の普及と防災意識の高揚

※ ○-○-○は、編一章一節

第6節 計画の基本方針

第1 計画の基本理念

竜王町の地域特性や今後の開発動向、過去の災害の教訓や新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、住民の生命、身体および財産を災害から守るとともに、竜王町の安全性をよりいっそう高めるため、基盤整備等により、災害に強いまちづくりを実現する。

〈竜王町の防災に取り組む基本理念〉

- ① 災害に対して、積極的な防災型のまちづくりの推進
- ② 行政のみでなく、住民参加を念頭において「災害に強いまちづくり」の推進
- ③ 災害発生時に迅速な対応がとれるようハード、ソフトの両面にわたる防災対策の推進
- ④ 住民の防災行動力の向上

第2 基本目標

基本理念に基づき、本計画で達成すべき目標を定める。

計画の目標を達成するためには、科学的な研究成果と様々な経験に基づいて検討を行い、実現に向けて住民と行政が一体となり取り組む。

1 災害に強い「基盤づくり」

町域において、平野部の多くが日野川の氾濫による洪水浸水想定区域となっている。また、祖父川などの日野川の支川による内水氾濫が発生し、浸水区域となりうることを「地先の安全度マップ（滋賀県）」が示している。丘陵地においては、急傾斜地の崩壊や土石流を原因とする土砂災害の危険区域が存在する。

このことを念頭におき中長期的な視野にたって、基盤の整備、土木構造物、ライフライン、建築物等の安全性の向上、強化など、災害を未然に防ぐための基盤づくりを行う。また、住民が自らの地域の水害・土砂災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、町は、分かりやすい水害・土砂災害リスクの開示に努める。

2 災害に備えた「しくみ」づくり

災害時において町の役割を的確に果たし、被害を最小限に抑えるため、町内部の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災関係機関との連携を図り、広域的な防災体制の整備を推進する。

3 地域防災を支える「人」づくり

災害発生の防止や発生時の被害を軽減するためには、町をはじめ関係機関が防災対策を推進するだけでは不十分である。住民一人ひとりが、災害に対する心構えを持ち「自らの命は自ら守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災の原点に立ち、地域

において積極的な防災活動を展開することが重要であり、防災教育・啓発の推進による住民の防災意識の高揚を図るとともに、従来型の地域コミュニティが弱体化している現状を踏まえつつ自主防災組織等の育成・指導に努める。

4 災害時の応急対策を計画する

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、組織体制の整備、情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救援・救助、衛生その他の災害応急対策に関する事項をあらかじめ定めておき、迅速な対応に努める。

5 災害復旧を計画する

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針についての計画を策定する。